

横須賀市道路愛称設定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が親しみを持ち安心して利用できる道づくりを進める一環として、道路に愛称名を設定することにより、市民の道路に対する親近感を高めることを目的とする。

(対象路線)

第2条 この要綱により愛称名を設定することができる道路は、市の管理する道路又は市に帰属することが確実である道路（いずれも原則として幅員4メートル以上の道路に限る。）とする。

- 2 道路の愛称名の設定は、当該道路に区画を定めて行うものとする。この場合において、区間は、原則として延長200メートル以上とし、交差点を起点及び終点として定める。

(愛称名の設定)

第3条 道路の愛称名の設定を要望することができるものは、当該道路がある地区内に所在する商店会、町内自治会等（以下「商店会等」という。）とする。

- 2 道路の愛称名の設定を要望する商店会等は、設定を要望する道路及びその愛称名を記載した要望書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の要望書の提出を受けた場合は、次に掲げる基準に従い愛称名を審査し、設定の適否を決定してその旨を商店会等に通知する。この場合において、設定しないことを決定したときは、その理由を付すものとする。
 - (1) 同一の愛称名が市内の他の道路で使用されていないこと。
 - (2) 周辺地域で一般的に用いられている名称を尊重すること。
 - (3) 地域の歴史、地理的要因、特色をできる限り加味した名称とすること。
 - (4) 特定の人物、企業、社寺等の名称を用いないこと。ただし、歴史的名称、故人となっている著名な文化人の名称その他市長が特に認める名称は除く。
 - (5) 当該名称を用いることについて、地区内で一定程度の合意形成がなされていること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、特に市長が愛称名として認めるもの。

(愛称名の周知)

第4条 設定した道路の愛称名は、次の方法により周知する。

- (1) 広報よこすか及び市ホームページへの掲載
- (2) 関係機関への通知
- (3) 市が刊行する地図、印刷物等への記載
- 2 前項各号に定めるもののほか、市長は、必要に応じて道路愛称名を表示した案内看板等を設置することができるものとする。

(愛称名の変更)

第5条 商店会等は、その地区内に存在する道路について、愛称名の変更を希望する場合は、その旨の要望書を市長に提出するものとする。

2 第3条第3項及び第4条の規定は、愛称名を変更する場合について準用する。

(愛称名の廃止)

第6条 商店会等は、その地区内に存在する道路について、愛称名の廃止を希望する場合は、その旨の要望書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による要望書が提出された場合、愛称名を廃止することができる。

3 市長は、施設の名称が愛称名として設定されている場合、その施設の廃止に伴い愛称名を廃止するものとする。ただし、商店会等が継続を要望するなど市長が愛称名の設定を継続する必要があると認める事情がある場合は、この限りでない。

4 第4条の規定は、愛称名を廃止した場合について準用する。

(委員会の設置)

第7条 市長は、提出された道路の愛称名の設定を審査するために必要がある場合は、横須賀市道路愛称名検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(組織)

第8条 委員会は、別表に掲げる職にあるものを委員として組織する。

(委員長等)

第9条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、建設部長をもって充てる。

3 委員長に事故がある場合においては、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建設部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表

建設部長
建設部土木計画課長
建設部土木用地課長
建設部道路整備課長
建設部道路維持課長
市長室広報課長
経営企画部企画調整課長
経営企画部まちづくり担当部まちづくり政策課長

民政局地域支援部地域コミュニティー支援課長
文化スポーツ観光部観光課長
都市部都市計画課長